

**令和元年和光市議会12月定例会**

# **提出議案の概要**

**和光市**

報告第 7号	専決処分の報告について
担 当	道路安全課
<p><b>【目的】</b></p> <p>令和元年9月発生 of 台風15号に伴う倒木による民家損傷に関する損害賠償の額の決定について専決処分したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定に基づき報告するものです。</p> <p><b>【内容】</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>賠償金額 979,000円</li><li>賠償の相手方 損傷家屋の所有者</li><li>被害の概要<ol style="list-style-type: none"><li>発生日時 令和元年9月9日午前6時頃</li><li>発生場所 賠償相手方の家屋</li><li>被害の状況 市道524号線の街路樹が強風により根元から倒れ家屋に直撃し、窓及び塀に損傷を与えた。</li></ol></li></ol> <p><b>【施行期日】</b></p> <p>専決処分を行った日：令和元年9月9日</p>	

諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
担 当	総務人権課
<p>【目的】</p> <p>人権擁護委員柳下昇氏が令和2年3月31日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものです。</p>	

議案第 6 4 号	和光市教育委員会教育長の任命について
担 当	職員課
<p>【目的】</p> <p>和光市教育委員会教育長の職が空席となっているため、新たに大久保昭男氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものです。</p>	

議案第 6 5 号	財産の譲与について
担 当	市民活動推進課
<p>【目的】</p> <p>吹上コミュニティセンター用地における賃貸借契約の満了に伴い、契約書に記載の市が行う原状回復について地権者と協議を行った結果、市は原状回復をせず、当該財産を譲与することとなったため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 6 号（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）の規定により、この案を提出するものです。</p> <p>【内容】</p> <p>1 譲与をする財産</p> <p>(1) 建 物</p> <p>ア 名 称 吹上コミュニティセンター</p> <p>イ 所 在 地 和光市白子三丁目 1 4 番 1 0 号</p> <p>ウ 構 造 鉄筋コンクリート造地下 1 階付き 2 階建</p> <p>エ 種 目 集会所</p> <p>オ 延床面積 1, 0 7 5. 9 6 9 m<sup>2</sup></p> <p>(2) 建築物</p> <p>ア 名 称 吹上コミュニティセンタープロパン庫</p> <p>イ 所 在 地 和光市白子三丁目 1 4 番 1 0 号</p> <p>ウ 構 造 鉄筋コンクリート造</p> <p>エ 延床面積 1. 8 9 m<sup>2</sup></p> <p>(3) その他</p> <p>ア 名 称 吹上コミュニティセンター外構一式</p> <p>イ 所 在 地 和光市白子三丁目 1 4 番 1 0 号</p> <p>2 譲与の相手方 和光市白子三丁目 1 4 番 1 3 号 宗教法人 東明寺 代表役員 藤井 昭彦</p> <p>3 譲与をする日 吹上コミュニティセンター用地における賃貸借契約が満了する日 の翌日</p>	

議案第 67 号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整備等に関する条例を定めることについて
担 当	職員課

**【 目的 】**

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、令和 2 年 4 月から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、関係条例の整備を行うものです。

また、職員の分限処分の手続についても併せて見直しを行います。

**【 施行期日 】**

令和 2 年 4 月 1 日

議案第 68 号	和光市会計年度任用職員の報酬等に関する条例を定めることについて
担 当	職員課
<p><b>【目的】</b></p> <p>地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、令和 2 年 4 月から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、当該職員の報酬等について定めるものです。</p> <p><b>【施行期日】</b></p> <p>令和 2 年 4 月 1 日</p>	

議案第 69 号	職員の給与に関する条例及び和光市消防団条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	職員課・危機管理室

**【目的】**

今回の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年 6 月 14 日に公布されたことに伴い、成年被後見人等に係る欠格条項が削除されたことから、所要の改正を行うものです。

**【施行期日】**

公布の日から施行し、令和元年 12 月 14 日から適用する。



議案第70号	和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて
担当	健康保険医療課

### 【目的】

今回の改正は、地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成31年政令第87号)において国民健康保険税の課税限度額を引き上げる改正が行われていることから、当市においても同様の改正を行います。

### 【内容】

課税限度額の引き上げ(第2条、第21条)

課税区分	現行	改正後	引上額
医療分	58万円	<b>61万円</b>	3万円
支援分	19万円	19万円	0万円
介護分	16万円	16万円	0万円
合計	93万円	<b>96万円</b>	3万円

※改正後の金額は、令和元年度法定額

### 【施行期日】

令和2年4月1日

議案第71号	和光市森林環境譲与税基金条例を定めることについて
担当	財政課
<p><b>【目的】</b></p> <p>パリ協定の枠組みの下における、わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されたことに伴い、森林整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、和光市森林環境譲与税基金を設置するものです。</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>1 基金の設置</p> <p>森林環境譲与税は、森林整備及びその促進に関する施策の財源に充てることとされていますが、単年度の譲与額が少額であり、複数年度分をまとめて執行することが効率的であることから、基金を設置し、使途の明確化を図るものです。</p> <p>2 森林環境譲与税の使途</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 森林の整備に関する施策</li><li>(2) 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保</li><li>(3) 森林の有する公益的機能に関する普及啓発</li><li>(4) 木材の利用の促進</li><li>(5) その他の森林の整備</li></ol> <p>3 使途の公表</p> <p>市ホームページ等での公表を予定しています。</p> <p><b>【施行期日】</b></p> <p>この条例は、公布の日から施行します。</p>	

議案第 7 2 号	和光市総合福祉会館設置及び管理条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	社会援護課

**【目的】**

和光市総合福祉会館の就労継続支援 B 型施設の規模を拡大するため、就労継続支援 A 型施設を廃止するものです。

**【内容】**

就労継続支援 A 型施設に係る第 4 章の第 2 2 条から第 3 1 条までの規定を削除とします。

総合福祉会館の構成施設の利用の制限に係る規定を利用の実態に合わせて改めます。

**【施行期日】**

令和 2 年 4 月 1 日

議案第73号	和光市生活介護施設（知的障害者）設置及び管理条例を定めることについて
担当	社会援護課

**【目的】**

和光市生活介護施設（知的障害者）について、令和2年度から指定管理者制度を導入するため公の施設として設置管理条例を制定するものです。

**【内容】**

設置管理条例として、和光市生活介護施設（知的障害者）の設置、名称及び位置、指定管理者による管理、事業内容、利用時間、休業日、利用対象者、利用許可、利用制限、利用料金、利用料金の収受、利用料金の減免、指定管理者が行う業務の範囲、損害賠償並びに委任に係る規定を定めます。

**【施行期日】**

令和2年4月1日

議案第74号	和光市総合福祉会館の高齢者福祉センターの管理を行わせる指定管理者の指定について
担当	長寿あんしん課

**【目的】**

和光市総合福祉会館の高齢者福祉センターの管理を行わせる指定管理者を指定するものです。

**【内容】**

令和2年度から令和6年度までの5年間、和光市総合福祉会館の高齢者福祉センターの管理を行わせる指定管理者として、社会福祉法人和光市社会福祉協議会を指定することについて議決を求めるものです。

議案第75号	和光市総合福祉会館の生活介護施設の管理を行わせる指定管理者の指定について
担当	社会援護課

**【目的】**

和光市総合福祉会館の生活介護施設の管理を行わせる指定管理者を指定するものです。

**【内容】**

令和2年度から令和6年度までの5年間、和光市総合福祉会館の生活介護施設の管理を行わせる指定管理者として、社会福祉法人和光市社会福祉協議会を指定することについて議決を求めるものです。

議案第76号	和光市総合福祉会館の就労継続支援B型施設の管理を行わせる指定管理者の指定について
担当	社会援護課

**【目的】**

和光市総合福祉会館の就労継続支援B型施設の管理を行わせる指定管理者を指定するものです。

**【内容】**

令和2年度から令和6年度までの5年間、和光市総合福祉会館の就労継続支援B型施設の管理を行わせる指定管理者として、社会福祉法人和光市社会福祉協議会を指定することについて議決を求めるものです。

議案第 77 号	和光市総合福祉会館の就労継続支援 B 型施設（精神障害者）の管理を行わせる指定管理者の指定について
担 当	社会援護課

**【目的】**

和光市総合福祉会館の就労継続支援 B 型施設（精神障害者）の管理を行わせる指定管理者を指定するものです。

**【内容】**

令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間、和光市総合福祉会館の就労継続支援 B 型施設（精神障害者）の管理を行わせる指定管理者として、医療法人寿鶴会菅野病院を指定することについて議決を求めるものです。



議案第78号	和光市生活介護施設（知的障害者）の管理を行わせる指定管理者の指定について
担当	社会援護課

**【目的】**

和光市生活介護施設（知的障害者）の管理を行わせる指定管理者を指定するものです。

**【内容】**

令和2年度から令和6年度までの5年間、和光市生活介護施設（知的障害者）の管理を行わせる指定管理者として、社会福祉法人和光市社会福祉協議会を指定することについて議決を求めるものです。

議案第79号	市道路線の認定について
担当	道路安全課
<p><b>【目的】</b></p> <p>市道655号線及び市道656号線の認定</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による開発行為により帰属された道路用地を、和光市道として認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、この案を提出するものです。</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>1 認定する市道路線</p> <p>(1) 市道655号線</p> <p>起点 和光市新倉一丁目4023番1地先</p> <p>終点 和光市新倉一丁目4023番12地先</p> <p>幅員 4.50m～8.74m</p> <p>延長 74.50m</p> <p>(2) 市道656号線</p> <p>起点 和光市下新倉三丁目4522番5地先</p> <p>終点 和光市下新倉三丁目4522番10地先</p> <p>幅員 6.00m～10.13m</p> <p>延長 26.30m</p> <p><b>【施行期日】</b></p> <p>議会承認後、縦覧・告示を行います。</p>	